

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱

制定 平成30年 7月10日市長決裁

改正 平成31年 4月 9日市長決裁

令和 元年 5月10日環境政策課長決裁

令和 2年 3月31日市長決裁

令和 2年11月 2日環境政策課長決裁

令和 3年 4月 7日環境局長決裁

令和 4年 4月14日環境局長決裁

令和 5年 3月28日市長決裁

令和 5年 4月17日脱炭素戦略課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進及び災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図るため、省エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内において熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー機器等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ZEH、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、省エネルギー設備及び省エネ家電製品をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の一定の仕様に基つき量産される自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の一定の仕様にに基づき量産される自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証において燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (5) Z E H 住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZ E Hの要件を満たしているもの）をいう。
- (6) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (7) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器をいう。
- (8) エネファーム 都市ガス・L Pガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
- (9) 省エネルギー設備 省エネルギー性能の高いL E D照明器具、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫及びショーケースで、事業所（工場、事業場、店舗その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に設置されるものをいう。
- (10) 省エネ家電製品 購入時に省エネ基準達成率が目標年度2 0 2 7年度以降において1 0 0 %以上であるエアコン、目標年度2 0 2 1年度以降において1 0 0 %以上である冷蔵庫及び冷凍庫並びにL E D照明器具（自宅の壁や天井等に固定して使用するものに限る。）をいう。

（補助金の種類及び内容）

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申込時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 別表第 1

(2) Z E H導入補助金 別表第 2

(3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 別表第 3

(4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 別表第 4

(5) エネファーム導入補助金 別表第 5

(6) 省エネルギー設備導入補助金 別表第 6

(7) 省エネ家電製品導入補助金（エアコン） 別表第 7

(8) 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、L E D照明器具） 別表第 8

2 前項各号に掲げる補助金ごとの交付総額は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める。

（交付の申込み）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める交付申込書兼実績報告書（第 6 号に掲げる補助金にあつては、交付申込書）を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 様式第 1 号

(2) Z E H導入補助金 様式第 2 号

(3) 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型） 様式第 3 号

(4) 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象） 様式第 4 号

(5) エネファーム導入補助金 様式第 5 号

(6) 省エネルギー設備導入補助金 様式第 6 号

(7) 省エネ家電製品導入補助金（エアコン） 様式第 7 号

(8) 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、L E D照明器具） 様式第 8 号

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金の申込みがあつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付及びその額の決定（第 2 号に掲げる補助金については、補助金の交付の決定。以下「交付決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交

付決定兼交付確定通知書（第２号に掲げる補助金にあつては、交付決定通知書）により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 次に掲げる補助金 様式第９号

- ア 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金
- イ ZEH導入補助金
- ウ 太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）
- エ 蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）
- オ エネファーム導入補助金
- カ 省エネ家電製品導入補助金（エアコン）
- キ 省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具）

(2) 省エネルギー設備導入補助金 様式第１０号

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。
- 3 市長は、第１項の規定による審査により、補助金の交付をしないことを決定したときは、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書（様式第１１号）により、当該申込者に通知するものとする。

（省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更）

第６条 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業において交付決定を受けた者（以下「省エネルギー設備導入補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第１２号）（以下「承認願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

- 2 前項の承認願には、変更内容を説明する書類があるときは、その書類を添付しなければならないこととする。
- 3 市長は、第１項の規定により承認願の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第１３号）により、省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

(省エネルギー設備導入補助金に係る実績報告)

第7条 省エネルギー設備導入補助事業者は、その補助事業が完了した場合は、事業完了日（補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了した日付をいう。以下同じ。）から30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならないこととする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

- (1) 事業実施報告書（様式第15号）
- (2) 導入した省エネルギー設備の設置状況及び型番が確認できる写真（LED照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。）
- (3) 導入した省エネルギー設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業実施報告書（様式第15号）と同一の番号を付したもの。）
- (4) 導入した省エネルギー設備の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これがない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの。写し可。）
- (5) 領収書等（省エネルギー設備導入補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）の写し
- (6) 契約書の写し
- (7) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(省エネルギー設備導入補助金に係る補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により省エネルギー設備導入補助金実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書（様式第16号）により、当該省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業

の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

(省エネルギー設備導入補助金に係る交付申込みの取下げ)

第8条の2 省エネルギー設備導入補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付申込みを取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付申込取下届出書（様式第17号）を市長に提出しなければならないこととする。

(省エネルギー機器等の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等（以下「当該省エネルギー機器等」という。）を、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数の期間

(2) 第3条1項第2号から第8号に定める補助金 5年

2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず前項各号で定めた処分制限期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等の財産処分（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、補助金の交付を受けた者が、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月を1として起算し財産処分する月を含む期間（以下「保有期間」という。）に応じて、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、保有期間は年数に換算するものとし、当該年数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げて正数にする。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分

による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{保有期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第11条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第12条 交付決定を受けた者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による承認を受けずに補助事業を変更し、又は第8条の2の規定による申込取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第7条の規定による実績報告をせず、又はこれに必要な添付書類を提出しないとき。
- (3) 第9条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (4) 交付決定によって生じる権利を第10条ただし書の規定による承認を受けずに第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) その他交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。
(違約加算金)

第14条 交付決定を受けた者は、第12条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。
(他の補助金の一時停止等)

第15条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(交付の条件)

第16条 市長は、交付決定をする場合は、申込者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、処分制限期間内において、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。
- (3) やむを得ず処分制限期間内において財産処分をしようとするときは、第9条第2項に規定する手続をとること。
- (4) 省エネルギー設備導入補助事業にあっては、補助事業を変更しようとする場合は、第6条に規定する手続をとること。
- (5) 省エネルギー設備導入補助事業にあっては、補助事業が完了した場合は、第7条に規定する実績報告の手続をとること。

- (6) 省エネルギー設備導入補助金の交付申込みを取下げようとする場合、又は補助事業を中止しようとする場合は、第8条の2に規定する手続をとること。
- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (9) 市長から第11条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。
- (10) 第12条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(雑則)

第17条 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行し、同日以降に契約された省エネルギー機器等の導入について適用する。

附 則〔平成31年4月9日市長決裁〕

- 1 この要綱は、平成31年4月10日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱は、平成31年度以降に交付決定をする補助金について適用し、同年度前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年5月10日環境政策課長決裁〕

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和2年3月31日市長決裁〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(補助対象事業の時期に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間における、この要綱による改

正後の別表第2補助対象事業の項第1号、別表第3補助対象事業の項第1号、別表第4補助対象事業の項第1号、別表第5補助対象事業の項第1号及び別表第7補助対象事業の項第1号の規定の適用については、これらの規定中「交付決定を受けようとする」とあるのは、「平成31年4月10日以降に契約したものであり、かつ、交付決定を受けようとする」と読み替えるものとする。

附 則〔令和2年11月2日環境政策課長決裁〕

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

(補助対象事業の様式に関する経過措置)

2 この要綱による改正前の様式第9号については、この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間において、引き続き使用できるものとする。

附 則〔令和3年4月7日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

附 則〔令和4年4月14日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則〔令和5年3月28日市長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第9条については、平成30年度以降に交付決定をした補助金について適用する。

附 則〔令和5年4月17日脱炭素戦略課長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。 ア 本市に住民登録がある者 イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 (イ) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 (ウ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 (エ) 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 電気自動車等に係る自動車検査証において所有者（電気自動車等が所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者）として記載されていること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った電気自動車等（経済産業大臣が定めた、補助金の交付に係る申込みの時点で最新の「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業者が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としている車両のうち、給電機能（外部給電器又はV2H充放電設備を経由して若しくは車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能）を有する車両として記載されているものに限る。ただし、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（超小型モビリティを除く。）については、給電機能かつトップランナー制度の対象となる車両（乗車定員9人以下若しくは乗車定員10人（車両総重量3.5t以下に限る）の乗用自動車で型式指定自動車）として記載されているものに限る。以下「補助対象車両」という。）の購入（所有権留保付クレジットによる購入を含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 熊本市内に所在する店舗で購入され、交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 補助対象車両の自動車検査証における登録年月日／交付年月日の年月と、初度登録年月が同一であること。 (3) 補助対象車両の自動車検査証における使用の本拠の位置が熊本市内であ

	ること。
補助額	1 件につき 1 0 万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第 4 号の証明書の添付がある場合は、第 5 号の住民票の提出を省略することができる。 (1) 補助対象車両の購入に係る契約書等（補助対象車両の車名及び購入経費の内訳が確認できるものに限る。なお、給電機能をオプション等で追加した場合には、追加したことが内訳等で確認できるものに限る。）の写し (2) 補助対象車両に係る自動車検査証の写し (3) 領収書（申込者が、熊本市内に所在する店舗で車両を購入したことが証明できるものに限る（契約書等で確認できる場合を除く）。領収書がない場合は、補助対象者が補助対象車両に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し (4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から 3 か月以内のもの。※写し可 (5) 補助対象者が法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書（発行から 3 か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）※写し可 (6) 補助対象者が個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書 B の写し (7) 補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書（様式第 1 9 号） (8) 補助対象者が非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款の写し (9) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申込みをすることができないこととする。 ア 過去にこの補助金の交付を受けて補助対象車両を購入したことがあり、かつ本則第 9 条第 1 項第 1 号に定める期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。） イ 過去にこの補助金の交付を受けて購入された補助対象車両をリースにより借り受けており、かつ本則第 9 条第 1 項第 1 号に定める期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）

別表第2（第3条関係）

ZEH導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った、ZEHとなる戸建住宅の新築、ZEHとして新築された戸建ての建売住宅の購入又は既存の戸建住宅をZEHとするための改修（以下「ZEHの新築・購入・改修」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）において、ZEH（Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外）の評価を受けたものであること。 (3) 住宅をZEHとするために設置された設備等は、新品（未使用品）であること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助額	1件につき30万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第3号の証明書の添付がある場合は、第4号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。 (1) ZEHの新築・購入・改修に係る工事請負契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書、その他のZEH施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。） (2) BELSの評価書の写し (3) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの。）※写し可 (4) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）※写し可。 (5) 建物全体のカラー写真 (6) ZEHを構成する設備（太陽光発電設備等の発電設備、天井や外壁の断

	熱材、冷暖房設備、換気設備、給湯設備）の設置状況を示すカラー写真 (7) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者がZEHに係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し (8) 引渡日をもって事業完了日となる場合は、当該引渡日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (9) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 過去にこの補助金の交付を受けてZEHを設置したことがある者は、補助金の交付の申込みをすることができない。

別表第3（第3条関係）

太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備及び蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った太陽光発電設備及び蓄電池の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで事業完了日が異なる場合は、先に設置した設備の事業完了日が、後に設置した設備の事業完了日の1年以内のものであること。 (2) 設置される太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上であること。 (3) 太陽光発電設備及び蓄電池について、戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (4) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、新品（未使用品）であること。 (5) 設置された太陽光発電設備及び蓄電池は、補助対象者が所有するものであること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで所有者が異なる場合は、いずれかの設備は補助対象者が所有するものであり、その他の設備は生計を一にする者が所有するものであること（リースその他補助対象者等に所有権がないものは対象外）。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付 申込時の添付	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票（申込者の家族のみが居住し

書類	ている場合における当該家族の住民票を除く。)の提出を省略することができる。 (1) 太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の太陽光発電設備及び蓄電池の施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。) (2) 設置した太陽光発電設備(太陽電池及びパワーコンディショナ)及び蓄電池(環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)と照合できるもの)のカタログの写し (3) 設置した太陽光発電設備(太陽電池及びパワーコンディショナ)及び蓄電池(環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)と照合できるもの)の出荷証明書又は製造メーカーの保証書(これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの)※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書(熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの)※写し可 (5) 住民票(発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可。 (6) 建物全体のカラー写真 (7) 太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真(太陽電池、パワーコンディショナそれぞれの全景及びパワーコンディショナの品名番号(銘板)のアップ) (8) 蓄電池の設置状況を示すカラー写真(設備全景及び環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)が判別できる品名番号(銘板)のアップ) (9) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者が太陽光発電設備及び蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (10) 配置図(設置された太陽電池モジュールの位置が確認できるもの) (11) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの(工事請負者や販売者が作成したものに限る。) (12) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 同一の年度中におけるZEH導入補助金との併用はできない。

	(4) 過去に熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金の交付を受けて太陽光発電設備又は蓄電池を設置したことがある者であって、本則第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は補助金の交付の申込みをすることができない。 (5) 太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの発注者に、過去に熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金の交付を受けて太陽光発電設備又は蓄電池を設置したことがある者であって、本則第9条第1項第2号に定める処分制限法定耐用年数の期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）を含むときは、補助金の交付の申込みをすることができない。
--	---

別表第4（第3条関係）

蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。） (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った蓄電池（環境大臣が定めた「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「環境省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (3) 設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。 (4) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。 (5) 蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に太陽光発電設備が設置されており、かつ補助金の交付に係る申込みの時点で、当該太陽光発電設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（太陽光発電設備で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）の買取期間が満了していること。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付 申込時の添付書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。 (1) 蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の蓄電池施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。）

	(2) 設置した蓄電池のカタログの写し（環境省ＺＥＨ補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの） (3) 設置した蓄電池の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から３か月以内のもの）※写し可 (5) 住民票（発行から３か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）※写し可 (6) 建物全体のカラー写真 (7) 蓄電池の設置状況を示すカラー写真（設備全景及び環境省ＺＥＨ補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (8) 電気事業者との契約書、案内書、検針票など、設置された太陽光発電設備の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間開始時期又は満了時期が確認できるもの (9) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し (10) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (11) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 同一の年度中におけるＺＥＨ導入補助金との併用はできない。 (4) 過去にこの補助金の交付を受けて蓄電池を設置したことがある者であって、本則第９条第１項第２号に定める処分制限期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は補助金の交付の申込みをすることができない。

別表第5（第3条関係）

エネファーム導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エネファームを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエネファーム（一般社団法人燃料電池普及促進協会より機器登録を受けたものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (3) 設置されたエネファームは、新品（未使用品）であること。 (4) 設置されたエネファームは、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助額	1件につき8万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。 (1) エネファームの設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他のエネファーム施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。） (2) 設置したエネファームのカatalogの写し（一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番と照合できる書類） (3) 設置したエネファームの出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらが ない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの） ※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可 (5) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）

	※写し可 (6) 建物全体のカラー写真 (7) エネファームの設置状況を示すカラー写真（設備全景及び一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番が判別できる品名番号（銘板）のアップ） (8) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者がエネファームに係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し (9) 引渡をもって事業完了日となる場合は、当該引渡を証するもの（工事請負者や販売者が作成したものに限る。） (10) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であつて、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 同一の年度中におけるZEH導入補助金との併用はできない。 (4) 過去にこの補助金の交付を受けてエネファームを設置したことがある者であつて、本則第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は補助金の交付の申込みをすることができない。

別表第6（第3条関係）

省エネルギー設備導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。 ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人 エ 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 補助金の交付に係る申込みの日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。 ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度（環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市（市民）に対して宣言する事業所について、登録・公表する本市の制度をいう。）による登録を受けている事業所（登録に向けて宣言をしている事業所を含む。） イ エコアクション21認証・登録制度（「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する環境省の制度をいう。）による認証及び登録を受けている事業所 ウ ISO14001認証制度（国際標準化機構14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。）による認証を受けている事業所 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
補助対象事業	次に掲げる事項のいずれにも該当する事業 (1) 補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所（熊本市内に存するものに限る。）において使用している設備を省エネルギー設備に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの。 ア LED照明器具（当該年度までに国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく当該設備の判断基準に適合した設備に限る。）に更新する事業。ただし、既設のLED照明器具の更新及び工事を伴わない管球のみの更新を除く。 イ 業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又はショーケース（エネルギーの使用合理化等に関する法律（昭和54年法律第49

	号)に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(以下「トップランナー基準」という。)を満たす設備(当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。))に更新する事業であること。 (2) 補助金の交付の決定を受ける前に契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。 (3) 補助金の交付の申込みをした年度において、2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了する見込みがあること。 (4) 導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。 ア 更新前後で使用用途が同じであること。 イ 新品(未使用品)であること。 ウ 補助対象者が自ら所有するものであること(リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外)。 (5) 算定される補助額が20万円以上となること。
補助対象経費	更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用(設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額)
補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、上限額は100万円、下限額は20万円とする。
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 事業計画書(様式第6号の別紙1) (2) 法人の場合は、商業登記又は法人登記の登記事項証明書(発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)※写し可 (3) 個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Bの写し (4) 申込者の所在地(又は住所)と省エネルギー設備の設置場所が異なる場合は、申込者が設置場所において事業活動を営んでいることがわかる書類 (5) 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図 (6) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真(ただし、照明器具の更新の場合は設置状況が確認できる写真のみ(型番の写真は不要)。また、照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。) (7) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図(設備ごとに事業計画書(様式第6号の別紙1)と同一の番号を付したもの。) (8) 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類(ただし、照明器具の更新の場合は除く。) (9) 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が確認でき、かつその性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類 (10) 更新事業に係る見積書の写し(補助対象経費と補助対象外経費が明確に

	判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの) (11) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可 (12) エコアクション21認証・登録証の写し若しくはISO14001登録証及び登録付属書の写し（ただし、熊本市事業所グリーン宣言登録制度による登録を受けている事業所の場合は除く。） (13) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、誓約書（様式第19号） (14) 非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人の場合は、直近の定款の写し (15) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー設備に更新したことがある者であって、本則第9条第1項第2号に定める処分制限期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は、同一の設備の種類に係る省エネルギー設備について補助金の交付の申込みをすることができない。 (4) 同一の年度中にこの補助金の交付を受けたことがある者は、補助金の交付の申込みをすることができない。

別表第7（第3条関係）

省エネ家電製品導入補助金（エアコン）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行ったエアコン（購入時に省エネ基準達成率が目標年度2027年度以降において100%以上であるものに限る。）の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間において、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること。 (2) 購入した省エネ家電製品は、新品（未使用品）であること。 (3) 購入した省エネ家電製品は、補助対象者が自ら所有し、かつ使用するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助対象経費	次に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該合計額が5万円未満の場合は、補助対象としない。 (1) 省エネ家電製品の購入費（消費税・地方消費税相当額を控除した額） (2) 省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費（諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）
補助額	一世帯につき1万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 領収書等（申込者が、熊本市内に所在する店舗で省エネ家電製品を購入したことが証明できるもので、購入した製品の型番や支払金額の内訳が記載されたもの）の写し (2) 購入した省エネ家電製品の省エネルギー基準達成率や型番が照合できるカタログ等※写し可 (3) 保証書の写し（購入した省エネ家電製品の型番等が記載されたもの。） (4) 住民票（申込者の続柄が記載されたもので、発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）※写し可 (5) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

	(3) 同一の年度中におけるＺＥＨ導入補助金との併用はできない。 (4) 同一の年度中にこの補助金の交付を受けたことがある者又は同一世帯の者がこの補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の申込みをすることができない。
--	--

別表第 8（第 3 条関係）

省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、LED 照明器具）

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 熊本市暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った冷蔵庫・冷凍庫（購入時に省エネ基準達成率が目標年度 2021 年度以降において 100% 以上である冷蔵庫又は冷凍庫に限る。）又は LED 照明器具（自宅の壁や天井等に固定して使用するものに限る。）の購入であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の 3 月 1 日から交付決定を受ける年度の 2 月末日までの間において、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること。 (2) 購入した省エネ家電製品は、新品（未使用品）であること。 (3) 購入した省エネ家電製品は、補助対象者が自ら所有し、かつ使用するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助対象経費	次に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該合計額が 5 万円未満の場合は、補助対象としない。 (1) 省エネ家電製品の購入費（消費税・地方消費税相当額を控除した額） (2) 省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費（諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）
補助額	1 件につき 1 万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。 (1) 領収書等（申込者が、熊本市内に所在する店舗で省エネ家電製品を購入したことが証明できるもので、購入した製品の型番や支払金額の内訳が記載されたもの）の写し (2) 購入した省エネ家電製品の省エネルギー基準達成率や型番が照合できるカタログ等※写し可 (3) 保証書の写し（購入した省エネ家電製品の型番等が記載されたもの。） (4) 住民票（申込者の続柄が記載されたもので、発行から 3 か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの）※写し可 (5) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選によ

	り交付決定をする。
--	-----------

様式第1号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー等推進事業補助金
(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金)
交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金）の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名 (又は法人名)	フリガナ		印 ※法人の場合は 代表者印	
	※法人の場合 代表者の役職 及び氏名	フリガナ			
	電話 番号	() — ※日中連絡のできる電話番号を記入	住所		(〒 —)
振込先 口座 <u>※申込者と同一名義のもの</u>	金融 機関名	銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店	預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄	
	口座番号 ※右詰めで記入				

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手 続 代 行 者	会社名等				
	所在地	(〒 —)			
	担当者	フリガナ	電話 番号	事務所：() — 携 帯：() —	
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜			

1 補助金交付申込額	100,000円
2 申込車両の車名・型式等	自動車登録番号又は車両番号： _____
	メーカー： _____
	車名（通称名）： _____
	型 式： _____
	使用の本拠の位置： _____
3 確認事項（必ずお読みください）	初度登録年月： _____ 年 _____ 月
	(1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（ZEH導入補助金）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。 (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。

* 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第2号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（ZEH導入補助金）交付申込書兼実績報告書
（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（ZEH導入補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（ZEH導入補助金）の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話番号	() — ※日中連絡のできる電話番号を記入			
	住所	(〒 —)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店			預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 —)					
	担当者	フリガナ	電話番号	事務所：() —			
				携帯：() —			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

1 申込みする住宅の住所（該当する項目にチェック☑）

☐ 申込者現住所と同じ ※ＺＥＨを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。

☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合（以下に記入）

熊本市

区

2 建築区分（該当する項目にチェック☑） ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 既存住宅

3 事業完了日： 年 月 日

※ＺＥＨの引渡日又は契約額の支払いが完了した日（領収日）のうち最も遅い日。

※引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

4 補助金交付申込額 300,000円

5 確認事項（必ずお読みください）

(1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（ＺＥＨ導入補助金）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。

(2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。

(3) 熊本市省エネルギー等推進事業補助金におけるＺＥＨ導入補助金を申し込んだ年度においては、太陽光発電設備導入補助金、蓄電池導入補助金、エネファーム導入補助金及び省エネ家電導入補助金（エアコン）との併用はできません。

* 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第3号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型））

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型））につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（太陽光発電設備導入補助金（蓄電池併設型））の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話番号	() - ※日中連絡のできる電話番号を記入			
	住所	(〒 -)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店			預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 -)					
	担当者	フリガナ	電話番号	事務所：() -			
				携帯：() -			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

1 太陽光発電設備及び蓄電池の設置場所 (該当する項目にチェック☑)

☐ 申込者現住所と同じ

※太陽光発電設備及び蓄電池を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。

※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。

☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入)

熊本市 区

2 太陽光発電設備及び蓄電池を設置した建物 (該当する項目にチェック☑)

(1) 建築区分 ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 既存住宅

(2) 住宅用途 ☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅

※店舗等併用住宅の場合、太陽光発電設備及び蓄電池から供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

3 導入する太陽光発電設備及び蓄電池の概要

太陽光 発電 設備	事業完了日 ^{※1}	年 月 日
	太陽電池モジュールの公称最大出力 ^{※2} (設置した太陽電池の合計値)	kW ※小数点以下第3位切捨て
	パワーコンディショナの定格出力 ^{※3} (設置したパワコンの合計値)	kW ※1kW以上必要。小数点以下第3位切捨て
蓄電池	事業完了日 ^{※1}	年 月 日
	メーカー名	
	パッケージ型番 ^{※4}	
	蓄電容量 (設置した蓄電池の合計値)	kWh ※小数点以下第2位切捨て

※1 太陽光発電設備 (蓄電池) の引渡日又は契約額の支払いが完了した日 (領収日) のうち最も遅い日。なお、引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること (工事請負者や販売者が作成したものに限る)。

※2 日本工業規格又は I E C 等の国際規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

※3 日本工業規格に規定されるパワーコンディショナの定格出力をいう。

※4 環境省 Z E H 補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番 (パッケージ型番) を記入し、パッケージ型番を照合できるカタログの写しを提出すること。

4 補助金交付申込額 80,000円

5 確認事項（必ずお読みください）

- (1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（自家消費型太陽光発電設備導入補助金）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。
- (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要があります。
- (3) 熊本市省エネルギー等推進事業補助金における自家消費型太陽光発電設備導入補助金を申し込んだ年度においては、ZEH導入補助金との併用はできません。

※ZEH導入補助金については、自家消費型太陽光発電設備導入補助金、蓄電池導入補助金、エネファーム導入補助金及び省エネ家電導入補助金（エアコン）との併用はできません。

*暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第4号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））
交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話番号	() - ※日中連絡のできる電話番号を記入			
	住所	(〒 -)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店			預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 -)					
	担当者	フリガナ	電話番号	事務所：() -			
				携帯：() -			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

1 蓄電池の設置場所（該当する項目にチェック☑）

☐ 申込者現住所と同じ ※蓄電池を導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。
※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。

☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合（以下に記入）
_____ 熊本市 _____ 区 _____

2 蓄電池を設置する建物の建築区分（該当する項目にチェック☑）

(1) 建築区分 ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 既存住宅

(2) 住宅用途 ☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅

※店舗等併用住宅の場合、蓄電池から供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

3 事業完了日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※蓄電池の引渡日又は契約額の支払いが完了した日（領収日）のうち最も遅い日。

※引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

4 蓄電池の概要

メーカー名	
パッケージ型番※1	
蓄電容量※2	kWh
固定価格買取制度満了年月日※3	年 月 日

※1 環境省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）を記入し、パッケージ型番を照合できるカタログの写しを提出すること。

※2 小数点以下第2位切捨て。

※3 電気事業者との契約書、案内書、検針票など、買取期間開始時期又は満了時期が確認できるものを提出すること。

5 補助金交付申込額 80,000円

6 確認事項（必ずお読みください）

(1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象））は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。

(2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。

(3) 熊本市省エネルギー等推進事業補助金における蓄電池導入補助金（固定価格買取制度満了世帯対象）を申し込んだ年度においては、ZEH導入補助金との併用はできません。

※ZEH導入補助金については、自家消費型太陽光発電設備導入補助金、蓄電池導入補助金、エネファーム導入補助金及び省エネ家電導入補助金（エアコン）との併用はできません。

※暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

※暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成２４年規則第２８号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第5号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（エネファーム導入補助金）

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（エネファーム導入補助金）につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（エネファーム導入補助金）の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ		印	電話番号	() — ※日中連絡のできる電話番号を記入		
	住所	(〒 —)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名					銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()		
	支店名				支店 / 出張所 / 本店		預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 —)					
	担当者	フリガナ		電話番号	事務所：() — 携 帯：() —		
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

- 1 エネファームの設置場所 (該当する項目にチェック☑)
- ☐ 申込者現住所と同じ ※エネファームを導入した住宅の住所。住民登録も同住所であること。
※所有かつ居住、または居住のみで家屋所有者の同意があること。
- ☐ 申込者と生計を一にする家族が居住している場合 (以下に記入)
- 熊本市 区

- 2 エネファームを設置する建物の建築区分 (該当する項目にチェック☑)
- (1) 建築区分 ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅 ☐ 既存住宅
- (2) 住宅用途 ☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅
- ※店舗等併用住宅の場合、エネファームから供給される電力が専ら店舗等の用に供されるものではないこと。

- 3 事業完了日： 年 月 日
- ※エネファームの引渡日又は契約額の支払いが完了した日 (領収日) のうち最も遅い日。
- ※引渡日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の引渡日を証するものを添付すること。
(工事請負者や販売者が作成したものに限る。)

4 エネファームの概要

燃料電池ユニット型式	
貯湯ユニット型式 (設置しない場合は記入不要)	

※ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する機器登録リストの型番を記入し、型番を照合できるカタログの写しを提出すること。

- 5 補助金交付申込額 80,000円

6 確認事項 (必ずお読みください)

- (1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金 (エネファーム導入補助金) は、熊本市暴力団排除条例 (平成23年条例第94号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。
- (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。
- (3) 熊本市省エネルギー等推進事業補助金におけるエネファーム導入補助金を申し込んだ年度においては、ZEH導入補助金との併用はできません。
- ※ZEH導入補助金については、自家消費型太陽光発電設備導入補助金、蓄電池導入補助金、エネファーム導入補助金及び省エネ家電導入補助金 (エアコン) との併用はできません。

*暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成２４年規則第２８号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第6号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（省エネルギー設備導入補助金）交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

（申込者）

法人名 （又は氏名）	フリガナ	
※法人の場合 代表者の役職 及び氏名	フリガナ	印 ※法人の場合代表者印
所在地 （又は住所）	（〒 — ）	
電話番号	（ ） — ※日中連絡のできる電話番号を記入	

《注意事項》

提出書類への押印は全て
同じものを使用（訂正印を
含む）
※交付決定通知後にご提
出いただく実績報告書や
請求書の押印は、こちらに
押されたものと同じ印で
なければ、補助金をお支払
いすることができません。
必ず、こちらの押印を申込
者ご自身で把握してくだ
さい。

熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネルギー設備導入等補助金）につき、交付要綱に記載の
交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

○問い合わせ先（この交付申込書について、詳細が分かる方を記入してください。）

問い合わせ先	※どちらかにチェック ☒	☐ 申込者	☐ 手続代行者（下記へ記入）
--------	--	------------------------------	---------------------------------------



手続代行者	会社名等				
	所在地	（〒 — ）			
	担当者	フリガナ			
	電話番号	事務所：（ ） — 携 帯：（ ） —			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜			

1 申込者概要（該当する項目にチェック ☒ ）

- ☐ 中小企業者（☐ 個人事業主） ☐ 中小企業団体 ☐ 医療法人
☐ 法人税法第2条第6号該当団体（公益法人等） ☐ 法人税法第2条第7号該当団体（協同組合等）

（中小企業者の場合）

主たる事業

※日本標準産業分類（中分類）に基づき記入すること

資本金の額又は出資金の総額

常時使用する従業員の数

2 設置場所

事業所の名称

事業所の所在地

熊本市 区

※複数の事業所に省エネルギー設備を設置する場合は、全ての事業所について記入すること。

3 事業予定期間 ※交付申込前に契約済み、着工済みのものは補助対象外

(1) 契約締結予定日 年 月 日

(2) 工事着工予定日 年 月 日

(3) 事業完了予定日 年 月 日

※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する見込みの日

4 補助事業に要する経費（税込） 円

※見積書（事業全体）の金額を記入すること。

5 補助対象経費（税抜） 円 (A)

6 補助金交付申込額 円 $\leftarrow (A) \times 1/3$ （千円未満切捨て）

※上限額は100万円、下限額は20万円

7 確認事項

(1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（省エネルギー設備導入補助金）は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。

(2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。

*暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

*暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成24年規則第28号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

(様式第 6 号の別紙 1)

事業計画書

1 省エネルギー効果

設備区分	事業実施前 使用エネルギー量 (kWh/年) ①	事業実施後 使用エネルギー量 (kWh/年) ②	省エネルギー量 (kWh/年) ③ = ① - ②
合計			

2 「1 省エネルギー効果」の積算

<記入上の注意事項>

- ・「1 省エネルギー効果」について、設備区分ごとに、①と②の積算を記入すること。

(様式第 6 号の別紙 1) のつづき

3 導入設備一覧

設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
種別	型番	台数

< 記入上の注意事項 >

- ・「設備の種類」は、「LED照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

(様式第 6 号の別紙 1) のつづき

4 更新事業前設備一覽

[illegible]

＜記入上の注意事項＞

- ・「番号」の欄には、別途提出する平面図に付した設備の番号と照合できるように記入すること。
- ・「設備の種類」は、「照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

様式第7号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（エアコン））

交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（エアコン））につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（エアコン））の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話番号	() — ※日中連絡のできる電話番号を記入			
	住所	(〒 —)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店			預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 —)					
	担当者	フリガナ	電話番号	事務所：() —			
				携帯：() —			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

1 購入した省エネ家電製品の詳細 <u>購入時に省エネ基準達成率が目標年度 2027 年度以降において 100%以上であるエアコンであり、新品（未使用品）であるもの。</u> ※省エネ基準達成率については、購入する店舗で確認するか、若しくは「省エネ型製品情報サイト」（https://seihinjyoho.go.jp/index.html）で確認すること。 ※欄が足りない場合は、右記と同じ項目を補助対象家電毎に別紙に列記し添付すること。	対象機器：エアコン メーカー： 型番（機種名）： 購入日： 年 月 日 ※補助対象経費の支払が完了した日を記入 対象機器：エアコン メーカー： 型番（機種名）： 購入日： 年 月 日 ※補助対象経費の支払が完了した日を記入		
2 補助対象経費（税抜価格） → ※省エネ家電製品の購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; height: 30px;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> ≥ 50,000 円 ※補助対象は合計額が 5 万円以上ものに限る。 （対象外経費：諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用）		円
	円		
3 補助金交付申込額	10,000 円		
4 確認事項（必ずお読みください） (1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金は、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。 (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。 (3) 熊本市省エネルギー等推進事業補助金における省エネ家電製品導入補助金（エアコン）を申し込んだ年度においては、ZEH 導入補助金との併用はできません。 ※ZEH 導入補助金については、自家消費型太陽光発電設備導入補助金、蓄電池導入補助金、エネファーム導入補助金及び省エネ家電導入補助金（エアコン）との併用はできません。			

* 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成 24 年規則第 28 号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの(2/3)

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

様式第8号（第4条関係）

		消印日	
受付番号		受付日	

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具））交付申込書兼実績報告書（兼請求委任及び口座振替依頼書）

年 月 日

熊本市長（宛）

私は、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具））につき、交付要綱に記載の交付条件等の全てに同意の上、次のとおり申し込みます。

なお、熊本市省エネルギー等推進事業補助金（省エネ家電製品導入補助金（冷蔵庫・冷凍庫、LED照明器具））の交付の決定を受けた場合、当該補助金の請求に関する一切の権限を熊本市脱炭素戦略課長に委任します。また、当該補助金の支払いについては、下記の口座名義人の金融機関預金口座に振込にて行われますよう依頼します。

申込者	氏名	フリガナ	印	電話番号	() - ※日中連絡のできる電話番号を記入			
	住所	(〒 -)						
振込先 口座 ※申込者と同一名義のもの	金融機関名				銀行 / 信用金庫 / 信用組合 農協 / その他 ()			
	支店名	支店 / 出張所 / 本店			預金種別	普通 / 当座 / 貯蓄		
	口座番号 ※右詰めで記入							

○問い合わせ先（手続代行者による申込の場合のみご記入ください。）

手続代行者	会社名等						
	所在地	(〒 -)					
	担当者	フリガナ	電話番号	事務所：() -			
				携帯：() -			
	定休日 ☒	☐ 月曜 ☐ 火曜 ☐ 水曜 ☐ 木曜 ☐ 金曜					

1 購入した省エネ家電製品の詳細 購入時に省エネ基準達成率が目標年度 2021 年度以降において 100%以上である冷蔵庫・冷凍庫又は LED 照明器具（自宅の壁や天井等に固定して使用するものに限る。）であり、新品（未使用品）であるもの。 ※省エネ基準達成率については、購入する店舗で確認するか、若しくは「省エネ型製品情報サイト」（https://seihinjyoho.go.jp/index.html）で確認すること。 ※欄が足りない場合は、右記と同じ項目を補助対象家電毎に別紙に列記し添付すること。	※該当する項目にチェック ☒ ☐ 冷蔵庫、冷凍庫 ☐ LED 照明器具 メーカー： 型番（機種名）： 購入日： 年 月 日 ※補助対象経費の支払が完了した日を記入 ※該当する項目にチェック ☒ ☐ 冷蔵庫、冷凍庫 ☐ LED 照明器具 メーカー： 型番（機種名）： 購入日： 年 月 日 ※補助対象経費の支払が完了した日を記入		
2 補助対象経費（税抜価格） → ※省エネ家電製品の購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; height: 30px;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> ≥ 50,000 円 ※補助対象は合計額が 5 万円以上ものに限る。 （対象外経費：諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料等一体不可分ではない費用）		円
	円		
3 補助金交付申込額	10,000 円		
4 確認事項（必ずお読みください） (1) 熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金は、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない方に支給するものです。 (2) 市長の求めに応じ、補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等の稼働状況その他の省エネルギー機器等に関する事項の報告等にご協力いただく必要がございます。			

* 暴力団員・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

* 暴力団密接関係者・・・事業者で次に掲げるものをいう。

ア 法人であって、その役員又は熊本市暴力団排除規則（平成 24 年規則第 28 号。以下「規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

イ 個人であって、規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの

※記載いただいた個人情報は、本件補助金に関する業務にのみ利用します。

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定（確定）したので通知します。

記

1 補助金の種類 _____

2 補助金の額 _____ 円

3 補助金の振込予定日 _____ 年 月 日

4 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないように、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金については減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める法定耐用年数の期間、その他の補助金については 5 年を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (3) やむを得ず前号の期間内において省エネルギー機器等を処分しようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第 18 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときはこの限りではない。
- (4) 承認に係る財産処分等により収入があった場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 交付決定を受けた者は、市長の承認を得たものを除き、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- (6) 省エネルギー機器等の状況等につき市長から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (7) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不適當と認めたときは、交付決定が取り消されることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (8) 前号に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。

5 その他の留意事項

- (1) この補助金については、別に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金については、別に地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

省エネルギー設備導入補助金交付決定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 _____ 円

補助金の額 _____ 円

- 2 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 省エネルギー機器等を設置するに当たっては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないよう、十分に配慮すること。
- (2) 補助金の交付を受けて導入した省エネルギー機器等は、当該省エネルギー機器等の交付確定を受けた月から起算し 5 年を経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (3) やむを得ず前号の期間内において省エネルギー機器等を処分しようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第 18 号）市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときはこの限りではない。
- (4) 承認に係る財産処分等により収入があった場合において、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第 12 号）を提出すること。
- (6) 補助事業が完了した場合は、事業完了日から 30 日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、交付決定を受けた者から省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第 14 号）を市長に提出すること。

- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要がある場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定を受けた者は、市長の承認を得たものを除き、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (9) 省エネルギー機器等の状況等につき市長から報告等の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (10) 前各号の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、交付決定が取り消されることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- (11) 前号に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金があるときは、当該他の補助金の交付を一時停止することがある。

3 その他の留意事項

- (1) この補助金については、別に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金については、別に地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

交付申込みのあった補助金については、下記のとおり不交付と決定しましたので、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により、通知します。

記

- 1 補助金の種類 _____
- 2 不交付の理由

省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 住 所
氏 名 印
※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発 第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり
変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金に関し、 年
（ 年） 月 日付けで提出された変更承認願については、熊本市省エネルギー機器等導入推進事
業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 補助対象経費 _____ 円（変更前 _____ 円）
- 2 補助金の額 _____ 円（変更前 _____ 円）
- 3 その他の承認事項
- 4 交付の条件
上記以外の条件は、 年度（ 年度）脱炭発第 号に記載のとおり。

省エネルギー設備導入補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

氏 名

印

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定通知書の文書記号番号： 年度（ 年度）脱炭発第 号

2 事業着手日（契約日）： 年 月 日

3 事業完了日（工事完了日）： 年 月 日

※省エネルギー設備の設置完了日又は契約額の支払完了日（領収日）のうち最も遅い日。

※竣工日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の竣工日を証するものを添付すること。

（工事請負者や販売者が作成したものに限る。）

4 添付書類

（熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項各号に掲げる書類）

事業実施報告書

1 省エネルギー効果

設備区分	事業実施前 使用エネルギー量 (kWh/年) ①	事業実施後 使用エネルギー量 (kWh/年) ②	省エネルギー量 (kWh/年) ③ = ① - ②
事業全体			

2 「1 省エネルギー効果」の積算

＜記入上の注意事項＞

- ・「1 省エネルギー効果」について、設備区分ごとに、①と②の積算を記入すること。

様式第15号（第7条関係）のつづき

3 導入設備一覽

[illegible]

＜記入上の注意事項＞

- ・「番号」の欄には、別途提出する平面図に付した設備の番号と照合できるように記入すること。
- ・「設備の種類」は、「LED照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

4 更新事業前設備一覧

設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数
設備の種類	型番	台数

<記入上の注意事項>

・「設備の種類」は、「照明器具」、「業務用エアコンディショナー」、「業務用冷蔵庫」、「業務用冷凍庫」又は「ショーケース」と記入すること。

省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書

脱炭発第 号
年（ 年） 月 日

申込者 住 所
氏 名 様

熊本市長

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定した補助金について、熊本市省エネルギー
機器等導入推進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 _____ 円

省エネルギー設備導入補助金交付申込取下届出書

年 月 日

熊本市長（宛）

申込者 住 所
氏 名 印
※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

年度（ 年度）脱炭発第 号で交付決定通知のあった補助事業を下記のとおり取下
げることとしたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の種類 _____
- 2 取下理由

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

氏 名

印

※事業者の場合は、住所、名称、代表者の役職・氏名

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金により取得した財産を処分したいので、下記のとおり承認願います。

記

1 補助金の種類 _____

2 処分する機器等の内容（品目、型番等） _____

3 補助対象機器等取得年月： 年 月

4 処分（予定）日： 年 月 日

5 処分の方法（該当する項目にチェック）

☐ 売却 ☐ 廃棄 ☐ その他（ ）

6 処分の理由

7 添付書類（処分に係る書類のほか、交付決定通知書等があればその写しも提出すること。）

【法人用】

誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所（〒 ー ）

法 人 名 _____

申込書に押された印を
ご使用ください。

代表者の役職及び氏名 _____ (印)

当法人は、法人税法（昭和 43 年法律第 34 号）第 2 条第 9 の 2 号に規定する下記の「非営利性が徹底された法人」又は「共益的活動を目的とする法人」の要件を満たす非営利型法人であることを誓約します。

記

<非営利性が徹底された法人>

- 1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- 2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- 3 上記 1 及び 2 の定款の定め違反する行為（上記 1、2 及び下記 4 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。

<共益的活動を目的とする法人>

- 1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
- 2 定款等に会費の定めがあること。
- 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
- 5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
- 6 上記 1 から 5 まで及び下記 7 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 以下であること。